

平成26年稲敷市農業委員会10回総会

〔10月25日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
日程 4 制限除外の農地の移動届出について
日程 5 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
日程 6 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について
日程 7 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程 8 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程 9 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 10 農地改良協議に対する同意について
日程 11 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

本日の会異議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 報告第4号
日程 6 報告第5号
日程 7 議案第1号
日程 8 議案第2号
日程 9 議案第3号
日程 10 議案第4号
日程 11 議案第5号

出席委員

- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮本昇君 | 17番 | 井戸賀吉男君 |
| 2番 | 関口邦子君 | 18番 | 山口幸一君 |
| 3番 | 蛭原一君 | 19番 | 宮本善助君 |
| 4番 | 村山文雄君 | 20番 | 保科進君 |
| 5番 | 篠崎惣寿君 | 21番 | 清原寿君 |

6番	松本	文雄	君	22番	加納	昭	君
7番	吉岡	一仁	君	25番	濱田	昭一	君
8番	川島	昇	君	26番	沖野	谷秀雄	君
9番	小貫	和子	君	27番	永長	秀敏	君
10番	千勝	忠	君	28番	澤邊	雅之	君
11番	山崎	健一	君	29番	遠藤	一行	君
12番	坂本	富男	君	31番	山下	恭一	君
13番	秋本	精一	君	32番	高須	一郎	君
14番	篠崎	文夫	君				
15番	坂本	一雄	君				
16番	古澤	真和	君				

欠席委員

23番	飯塚	恒雄	君	24番	飯田	稔	君
30番	糸賀	泰夫	君				

出席説明委員

農業委員会事務局長	森川	春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島	伸生
農業委員会事務局係長	油原	雅人
農業委員会事務局主査	宮本	昭

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

10月1日（水） 茨城県市農業委員会会長会総会
於 山形市農業委員会
出席者 加納 昭会長，森川春樹事務局長

10月16日（木） 茨城県農業会議会長・局長会議
於 水戸市 茨城県市町村会館
出席者 加納 昭会長，森川春樹事務局長

10月19日（日） 稲敷市敬老会
於 稲敷市 江戸崎総合運動公園体育館
出席者 加納 昭会長，森川春樹事務局長

10月23日(木) 稲敷市新庁舎建設工事安全祈願祭
於 稲敷市 新庁舎建設地
出席者 加納 昭会長

午後3時5分開会

○農業委員会事務局長(森川春樹君) それでは、ただいまから、平成26年10月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いをいたします。

○議長(加納 昭君) それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

本日の出席委員は29名です。欠席委員は、23番、飯塚恒雄委員、24番、飯田 稔委員、30番、糸賀泰夫委員の3名でございます。よって農業委員会に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長(加納 昭君) 最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の、指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加納 昭君) 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、6番、松本文雄委員、7番、吉岡一仁委員の両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長(加納 昭君) それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長(森川春樹君) 議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番，佐原組新田字佐原組ほか1地区，田8筆，15，297平方メートルでございますが茨城県農林振興公社が行う農地中間管理事業特例促進事業により所有権の移転を行うものでございます。

受理番号2番，阿波崎字阿波崎，田2筆，2，383平方メートルでございますが，これも同じく，茨城県農林振興公社が行う農地中間管理事業特例促進事業により所有権の移転を行うものです。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願います。

日程 3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第2号，「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号，「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番，阿波崎字阿波崎，田2筆，2，383平方メートルでございますが，所有者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号2番，鳩崎字新田，田2筆，6，158平方メートルでございますが，所有者の都合により合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願います。

日程 4 報告第3号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第3号，「制限除外の農地の移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）3ページをお開き願います。

報告第3号、「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番、下太田字中曽根、畑1筆、93平方メートルでございますが、申請地を農業用格納庫使用するため届出があったものでございます。農地法施行規則第32条第1項第1号に基づくものでございます。添付すべき書類は事務局で確認した結果、問題ないものであります。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

日程 5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）それでは4ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転3件、交換による所有権移転2件の合計5件でございます。

受理番号1番、浮島字平山ほか1地区、田1筆、畑2筆、7,266平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号2番、阿波字阿波、田3筆、5,518平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号3番、村田字中央西、田1筆、3,435平方メートルについてでございますが、受人が耕作利便のため交換するものでございます。

受理番号4番、村田字中央西、田1筆、3,438平方メートルについてでございますが、受人が耕作利便のため交換するものでございます。

受理番号5番、東大沼字広畑、畑1筆、448平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

以上5件の調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で、議案第1号、受理番号1番から5番までの説明をおわります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、宮本 昇委員より報告をお願いします。

○1番（宮本 昇君）1番、宮本です。受理番号1番について報告いたします。10月21日に小貫、高須委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に兄弟3人で共栽ということで水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しており

ます。農作業従事日数は150日であります。経営面積は189アールであります。調査の結果受人は、農地取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号2番について、高須委員より報告願います。

○32番（高須一郎君）32番、高須です。受理番号2番について報告します。10月20日に飯田委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況ですが、トラクター3台、田植機2台、コンバイン1台、乾燥機3台を所有しております。農作業従事日数は250日であります。経営面積717アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議、お願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番から4番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○4番（村山文雄君）4番、村山です。受理番号3番、4番について説明いたします。さる10月21日に山崎委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は両名ともに水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、3番の受人が、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台です。農作業従事日数は150日です。農業経営面積は450アールです。4番の受人が、農機具所有状況が、トラクター1台、コンバイン1台。農作業従事日数は120日です。農業経営面積は280アールです。両名とも調査の結果、農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号5番について、沖野谷委員より報告願います。

○26番（沖野谷秀雄君）26番、沖野谷です。受理番号5番についてご報告します。10月20日に飯塚委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している農業者でございます。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は100日であります。経営面積は460アールでございます。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 6 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）それでは、5ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」でございます。

稲敷市納税課が行う公売物件に対する買受適格証明書の交付について5件、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部が行う競売物件に対する買受適格証明書の交付について1件、合計6件でございます。

受理番号2番、上馬渡字上馬渡ほか1筆、9,801平方メートルについてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため競売参加を希望するものでございます。

受理番号3番、高田字岡、田1筆、1,846平方メートルについてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため公売参加を希望するものでございます。

受理番号4番、月出里字花指、畑1筆、4,201平方メートルについてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため公売参加を希望するものでございます。

受理番号5番、太田字中曽根、田2筆、1,603平方メートルについてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため公売参加を希望するものでございます。

受理番号6番、福田字平須ほか1地区、田2筆、2,725平方メートルについてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため公売参加を希望するものでございます。

受理番号7番、太田字中曽根ほか1地区、田3筆、3,336平方メートルについてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため公売参加を希望するものでございます。

以上調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で、議案第2号、受理番号2番から7番の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号2番について、高須委員より報告をお願いいたします。

○32番（高須一郎君）32番、高須です。受理番号2番について報告いたします。10月

22日に糸賀委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数、200日であります。経営面積501アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで間違いがなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に、受理番号3番について、篠崎惣寿委員より報告をお願いいたします。

○5番（篠崎惣寿君）5番、篠崎です。受理番号3番について報告いたします。さる10月17日、松本委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数、150日であります。経営面積1,864アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いがなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に、受理番号4番について、沖野谷委員より報告をお願いいたします。

○26番（沖野谷秀雄君）26番、沖野谷です。受理番号4番について報告いたします。さる10月20日に飯塚委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は200日であります。経営面積は200アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで間違いがなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に、受理番号5番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○8番（川島 昇君）8番、川島です。受理番号5番について報告いたします。さる10月21日に飯塚委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機と乾燥機は委託であります。農作業従事日数は150日であります。経営面積は87アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで間違いがなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に、受理番号6番について、沖野谷委員より報告をお願いいたします。

○26番（沖野谷秀雄君）26番、沖野谷です。受理番号6番について報告いたします。さる10月20日に飯塚委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しまし

た。受人は主に水稻を栽培している農業者でございます。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は100日であります。経営面積は465アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで間違いがなく許可相当と考えられます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に、受理番号7番について、古澤委員より報告をお願いいたします。

○16番（古澤真和君）16番、古澤です。受理番号7番について報告いたします。さる10月21日に川島委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、農業用トラック1台を所有しております。農作業従事日数は240日であります。経営面積は269.58アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで間違いがなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程 7 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）それでは、6ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、蒲ヶ山宇水砂、現況畑2筆、996.13平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設に転用するものでございます。申請地は市街化調

整区域，農振農用地区域外，土地改良区域外であり，農地区分は第2種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番，石納字東通，田1筆，452平方メートルについてでございますが，申請人が駐車場及び車庫兼倉庫用地に転用するものでございます。申請地は全体計画855平方メートルのうち452平方メートルが所有地であり，非線引き区域，農振農用地区域外，土地改良区域内除外済であり，農地区分は第1種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で，議案第3号，受理番号1番と2番の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）はい，ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。まず，受理番号1番について，清原委員より報告をお願いいたします。

○21番（清原 寿君）21番，清原です。受理番号1番について，さる21日，沖野谷委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく，太陽光発電施設用地として利用するものであり周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい，それでは，受理番号2番について，私，加納より報告をいたします。

○議長（加納 昭君）受理番号1番について，さる21日，坂本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく，駐車場及び車庫兼倉庫用地として利用するものであり周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませでした。以上のことから報告書のとおりで，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい，これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

○議長（加納 昭君）はい，川島委員。

○8番（川島 昇君）8番，川島です。受理番号1番ですが地目山林になっているようですが委員会にかけるのですか。

○議長（加納 昭君）はい，事務局。

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）当該地は，登記簿の地目が山林になっているのですが，現況は生姜を作っている畑となっています。農家基本台帳にも登載がありますので農地法の適用を受けるようになります。

○議長（加納 昭君）はい，その他質疑ありますか。その他ありますか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 8 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）それでは、7ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、石納字東通、田4筆、403平方メートルについてでございますが、申請人が駐車場及び車庫兼倉庫用地に転用するものでございます。申請地は全体計画855平方メートルのうち403平方メートルが所有地でなく、非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域内除外地であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で、議案第4号、受理番号1番の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、私、22番、加納より報告いたします。

○議長（加納 昭君）22番、加納です。受理番号1番について、さる21日、坂本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査した結果は事務局の説明どおり間違いはなく、駐車場及び車庫兼倉庫用地として利用するものであり周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

て」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 9 議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君）8ページをお開き願います。

議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」非農地証明書の交付6件でございます。

受理番号1番、浮島字尾島、畑1筆、1、160平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より倉庫敷地として利用されております。撮影年月日、平成4年10月10日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号2番、四箇字東谷地、畑4筆、3、932平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前よりゴルフ場敷地として利用されております。撮影年月日、昭和50年2月3日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号3番、村田字堂地坪、畑2筆、693平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より自己住宅・農作業所敷地として利用されております。撮影年月日、平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号4番、村田字南坪、畑1筆、106平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より農作業所敷地として利用されております。撮影年月日、平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号5番、村田字殿山、畑2筆、1、071平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より住宅敷地として利用されております。撮影年月日、平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号6番、阿波崎字前畑、畑1筆、田2筆、689平方メートルについて、登記地

目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より作業所・倉庫敷地として利用されております。撮影年月日、昭和59年12月13日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、宮本 昇委員より報告いたします。

○1番（宮本 昇君） 1番、宮本です。受理番号1番について、さる21日、高須委員、小貫委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から建設会社の倉庫として利用されており国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号2番について高須委員より報告いたします。

○32番（高須一郎君） 32番、高須です。受理番号2番について、さる21日、宮本委員、小貫委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前からゴルフ場用地として利用されており国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号3番から5番について村山委員より報告いたします。

○4番（村山文雄君） 4番、村山です。受理番号3番、4番、5番についてご説明いたします。さる21日、山崎委員、清原委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく3番は20年以上前より自己住宅農作業場用地として、4番は20年以上前より農作業場用地として、5番は20年以上前より住宅用地として利用されております。国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断しました。付け加えますと5番について、申請地以外にも違反転用が発見されました。その報告をいたします。よろしくご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号6番について永長委員より報告いたします。

○27番（永長秀敏君） 27番、永長です。受理番号6番について、さる21日、蛭原委員、坂本委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から作業所、倉庫敷地として利用されており国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

○議長（加納 昭君） はい、村山委員。

○4番（村山文雄君） 4番、村山です。20年以上たてば、当時地目変更申請しないで宅地

にして、20年以上たって、始末書出せばそれでよいのかと疑問があます。正直言って、始末書を出せば良いのか、それで良いのでは、我々から見れば虫がよすぎるのではと思うのです。ある程度は罰則とか、何か指導しなければ、20年経過したから始末書を出せば良いのでは、そういうものではない。農地法というものがあるのだから法を守ってもらわないといけない。以上です。

○6番（松本文雄君）6番，松本です。先ほど川島委員が質問した山林，山林であって生姜を作っているということでしたね，これは，もともとは山林でしょう。逆に畑を荒らしておいて山林のような状態になっている場合は，それは山林として認めるのか，その辺を聞きたいのですが。たとえば，山林が畑の場合にはこういう委員会に申請する。畑が20年たって山林の状態になっている時には，その場合に山林と認めますか。

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）非農地証明はあくまで20年以上「農地法2条の農地に該当しない」とあるのですが，その間に行政指導だとか，そういうことをしていない条件になるので，違反転用を指導している農地については，非農地証明書は，まずは該当しない。今現在，耕作放棄地になっているところがゆくゆく山林になってしまう可能性があるということだと思うのですが，そのあたりをだんだん指導していければなど，思うのです。

○6番（松本文雄君）6番，松本です。5年，10年で畑が，いつのまにか山林になってしまった。非農地証明書の申請があった場合5年，10年で認めてくれるのか，くれないのか。

○農業委員会事務局長（森川春樹君）私の方から，耕作放棄地で畑が，山林のような状態でどうにもならない状態の場所があります。この場合に耕作放棄地調査の結果で以前にありました緑色，黄色，赤色の赤色判定をして，それなりに指導するわけです。赤色判断をした場合農業委員会で「農地法の2条の農地ではない」決定をすることはできることにはなっているのです。ただ実際問題として，一つのところを非農地判断すると次から次へと出てきてしまって，なかなかやり様がなくなってしまうのではないかと，赤色判断を稲敷市の場合にはしていないことが現状なのです。だから出来ないことではないのですが，実際難しいところがあります。

○4番（村山文雄君）4番，村山です。非農地判断します。次の月には壊してしまって，農地以外に利用している例もありますので，以上です。

○農業委員会事務局長（森川春樹君）村山委員がおっしゃる様に，非農地証明を簡単に出せば良いという問題ではないと思います。ただ，農地法の運用の中で非農地証明の交付基準がありまして，その中で，やむを得ない措置だと思います。あくまで，転用申請をしなければならぬものについては，きちんとするべきであって，その辺は，たいへん難しいところでもあります。よろしくお願いします。

○議長（加納 昭君）村山委員よろしいですか。

○議長（加納 昭君）はい，その他については，何かありますか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。
これより議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。
本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程10 議案第6号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第6号、「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君） 9ページをお開き願います。

議案第6号「農地改良協議に対する同意について」でございます。

平成26年10月14日受理、佐原組新田字佐原組、田1筆、1、288平方メートルについて、田畑転換の為の農地改良協議でございます。市内の業者に搬入を依頼し、山砂販売所より451立方メートル購入し、申請地を35センチメートル埋め立てる計画でございます。埋立て後は、畑として利用し野菜を作付する計画です。

以上で議案第6号の説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明がありました。これで説明を終わりにします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。
これより議案第6号、「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請のとおり同意することに決定いたしました。

日程11 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見

決定について（利用権設定）」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）よろしく申し上げます。10ページをお開きください。

議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、5件、15筆、43,479平方メートル、再設定が8件、33筆、81,808平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定分について、ご説明いたします。

受理番号1番、西代字北田、田4筆、5,783平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、1.5俵、設定を受ける者は、経営面積343アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日230日の農業者です。

受理番号2番、南太田字下、田3筆、9,074平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、2俵、

受理番号3番、南太田字南、田1筆、2,129平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が3年、小作料は10アール当たり、2俵、

受理番号4番、堀川字柳浦ほか3地区、田4筆、22,968平方メートル、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、2俵、いずれの3件の設定を受ける者は、経営面積374アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の農業者です。

受理番号5番、福田字おていほか1地区、田4筆、田、6,588平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2.5俵、設定を受ける者は、経営面積1,590アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号6番から13番については、再設定ですので議案のとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしく、ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終わります。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君）以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句，数字，その他の整理を要する件については，その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これをもちまして，平成26年10月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

午後4時3分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長 加 納 昭 ⑩

6 番委員 松 本 文 雄 ⑩

7 番委員 吉 岡 一 仁 ⑩
